仕　様　書

１号建物階段通路誘導灯取替	仕様書番号	営8-37
	作成年月日	令和8年10月20日
	作　成　者	中央輸送隊　管理科

１　適用範囲

この仕様書については、陸上自衛隊横浜駐屯地で実施する「１号建物階段通路誘導灯取替」について適用する。

２　所在地及び対象施設

所在地

神奈川県横浜市保土ヶ谷区岡沢町２７３　　横浜駐屯地

３　役務概要

階段通路誘導灯取替（官給品支給）　・・・　４台

消防署への届出　・・・　１式

４　一般事項

(1)　役務作業上疑義を生じた場合は、監督官と協議すること

(2)　役務で使用する資器材は、請負者側の負担とする。

(3)　役務中、作業区域への立入り及び建物官舎区域内での行動は部内規則に従うこと。また、作業区域外への立入りは禁止するほか、敷地内の施設等に損傷を与えないように注意して作業すること。万一、損傷を与えた場合は、監督官に速やかに報告するとともに、請負者負担で現状復帰する。

５　共通事項

(1)　役務は各種関係法規則等に基づき実施するものとする。

(2)　役務開始に先立ち、工程表を作成し監督官の承諾を受けるものとする。

(3)　役務開始に際し、電気及び上水を必要とする場合は、請負業者の負担によるものとする。

(4)　役務写真は、標準仕様書１．２．４工事の記録を参考にし、作業前・作業中（各工程）・完了後及び監督官の指示する箇所等を整理し他の書類とともに監督官へ提出するものとする。

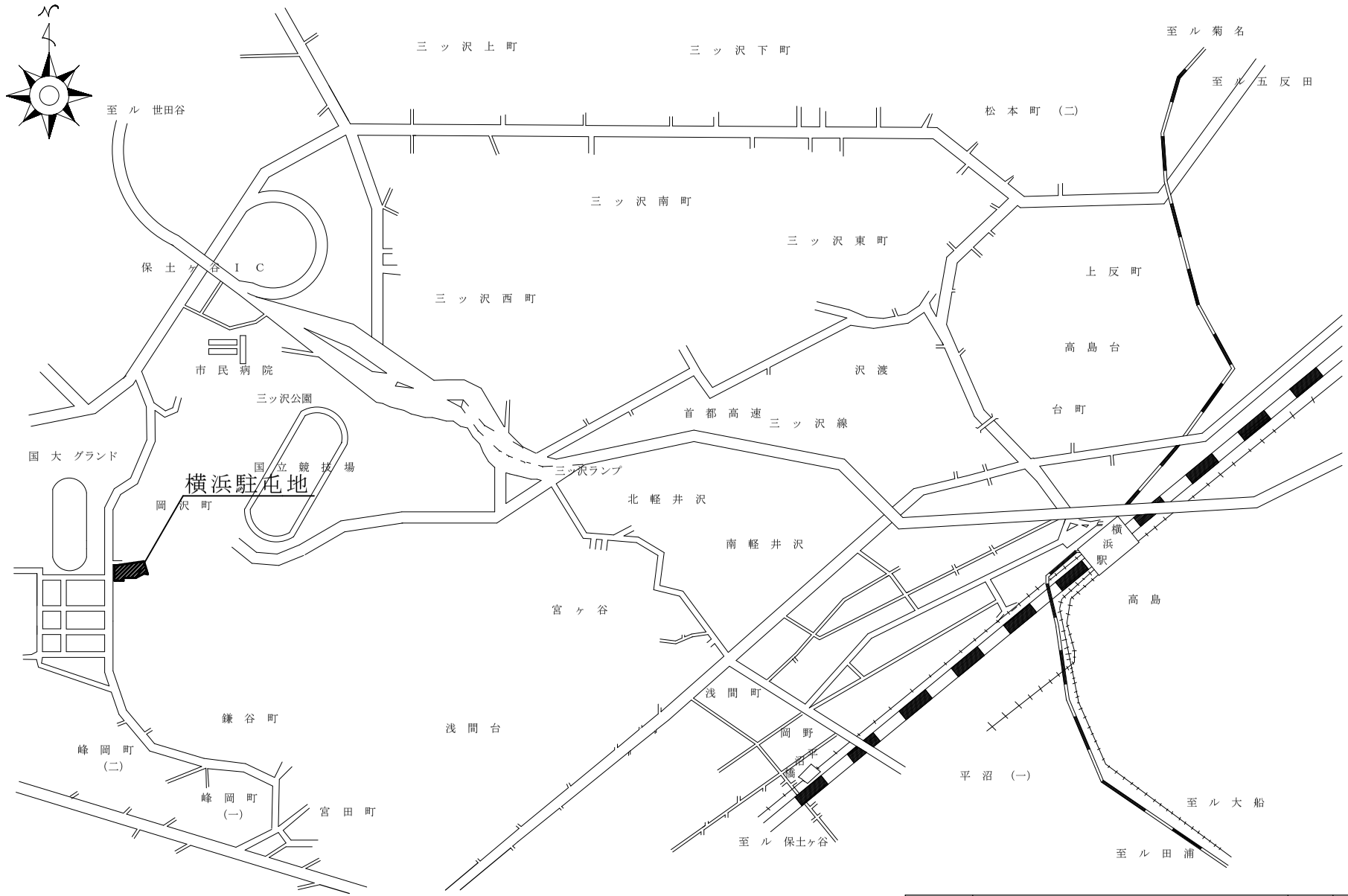
(5)　役務完了後、監督官の指示する書類等を提出し、検査官の検査を受け合格をもって完成とする。ただし、不合格の場合は、速やかに不備事項の手直しを行い再検査を受けるものとする。

６　特記事項

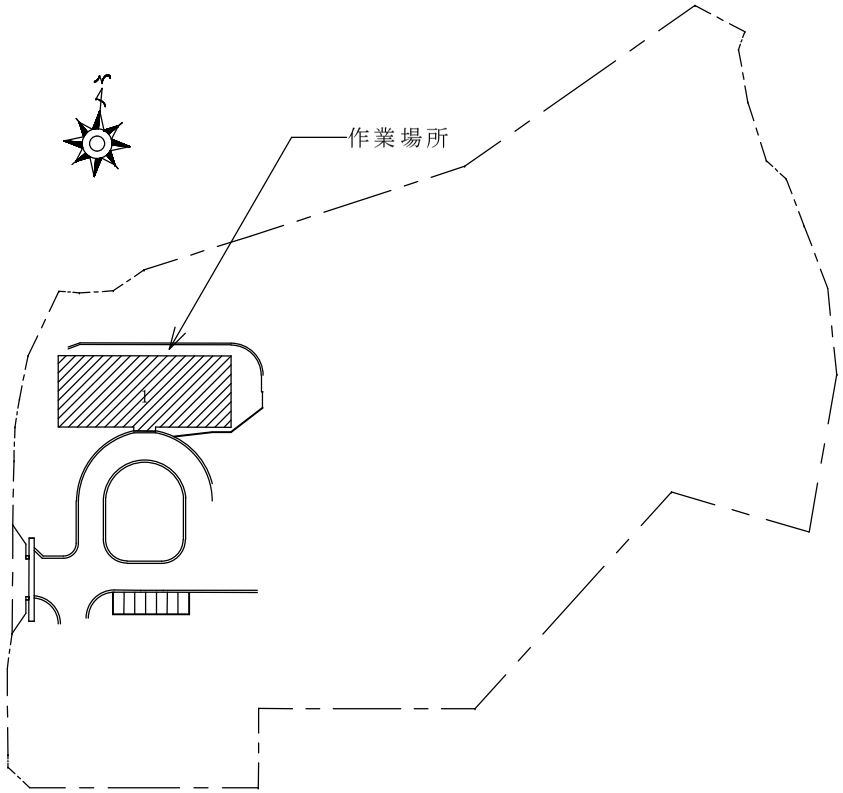
(1)　支給品については以下のとおり

	メーカー	規格	数量	備考
支給品	三菱電機照明株式会社	EL-LH-FHS41200A	４台	雑材料等含まず

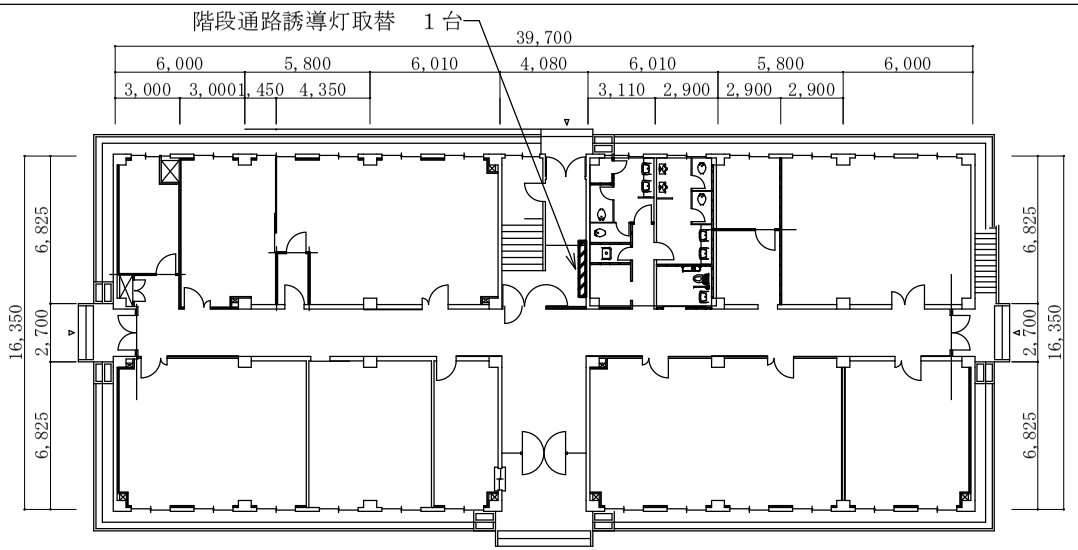
(2)　作業日については事前に監督官と調整して決めること
(3)　届出資料は２部作成し、１部消防署の受付した副本を監督官に提出する。
(4)　取替に伴う発生材については、金属と非金属に分別し、金属類は横浜駐屯地内の官側の指定する場所へ搬入・集積し、非金属類は請負者の負担で産業廃棄物として処分しマニフェスト等の処分に係る書類の写しを提出すること
(5)　点検により不良を発見した場合は速やかに監督官に報告し、改善方法について提案し、必要に応じて修繕等の見積りを作成して監督官に提出すること合格をもって竣工とする。ただし、不合格の場合は、速やかに不備事項の手直しを行い再検査を受けるものとする。



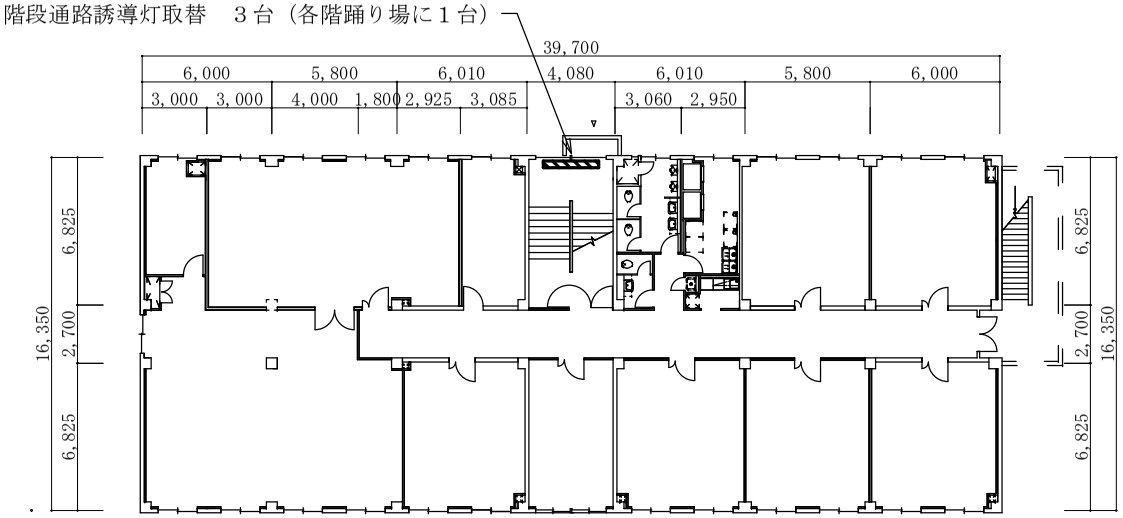
件　名	１号建物階段通路誘導灯取替	図面番号	3/4
図　面 名　称	駐屯地案内図	縮　尺	



駐屯地配置図　NS



１Ｆ平面図　1/350



各階平面図　1/350

件　名	１号建物階段通路誘導灯取替	図面番号	4/4
図　面 名　称	駐屯地配置図・平面図	縮　尺	